

第8期 第7回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（16人）
4. 欠席委員（3人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議

議案第 20号 農地法第3条の許可申請について	（8件）
議案第 21号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	（3件）
議案第 22号 農地法第4条第1項の許可申請について	（1件）
議案第 23号 農地法第5条第1項の許可申請について	（2件）
議案第 24号 農地中間管理事業に係る「一括方式農用地利用集積計画」の決定への意見について	（1件）
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。

それでは総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中16名です。2番 ○○ 委員、5番 ○○ 委員、14番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は下林の○○推進委員が出席しております。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さんおはようございます。

今日は久しぶりに良い天気で青空が広がっております。

最近の情報でまず一つ○○委員さんが愛媛新聞社賞をいただいておりますお祝い申し上げます。そしてもう一人、先日広報を見ておりましたら、○○委員さんが全国土地改良事業功労者表彰されております。土地改良事業について日頃の苦勞に感謝するとともにお祝い申し上げます。おめでとうございます。

ということで、委員のメンバーの中でいろいろ活躍されている方がおられることは、非常にありがたいことと思っております。

それと最近の流れですが非常に国会が混乱しております。その中で先月言いましたが食料農村基本法が4月になれば集中審議されるということですが、基本法が変わることで農地法、農振法、基盤強化法が変わってきます。それと来年度は土地改良法を変えとの話がでていることから、私達からすれば時代の変わり目で仕方がないのかもしれませんが法律がどんどん変わっております。今後は国の関与を強化していくとの話もでていることから、すぐに影響はでないかもしれませんが準備しておく必要があると感じております。

今回の議案は15件とかなり多いですが慎重に審議していただければと思います。

それでは只今から第7回農業委員会を開会いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、1番 ○○ 委員さん、3番 ○○ 委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第20号農地法第3条の許可申請について、8件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第20号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 千葉県松戸市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、575㎡です。権利内容は、贈与です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈機です。労働力は、本人の常時1人と農繁期に子を増員予定です。耕作

面積は0㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、今回取得面積が1反以下であるため、事務局にて農地法第3条許可申請書、営農計画書及び申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、以前から親の農業を手伝っており、この度の法改正により、僅少面積でも農地を取得できるようになったことを機に叔父の農地を受贈することになった。トラクター、田植機、コンバイン、草刈機、軽トラックを所有しており、年間を通してお米を作付けし、収穫したものについては自家消費と知人への販売を行う。今後も農業技術の向上と収穫量の増加を目指していくとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、1人で、年間200日間程度農業に従事するとのことです。また、農繁期に子1人増員予定です。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので、事務局にて確認結果の報告をお願いします。

○事務局

地図6ページをご覧ください。場所は〇〇の南、〇〇の西側です。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんの関係は叔父、甥の関係です。〇〇さんは県外在住なので農業をする予定もないことから、申請地については〇〇さんのお母さんが借りて、〇〇さんとお母さんで耕作しておりましたが、〇〇さんはこちらに戻ってくる予定もないため、以前から耕作している甥の〇〇さんに贈与することで話がまとまりました。〇〇さんは以前からお母さんと一緒に農業に従事しておりますが、お母さんとは世帯と住所が違うため、新規就農者として申請を受理しております。

〇〇委員さんにもお話を伺いましたが、申請地はきちんと耕作しており、〇〇さんについても知っていて問題ないとのことでした。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、畑、448㎡、同所同字〇〇番、田、434㎡、同所同字〇〇番、田、840㎡。計3筆で合計面積1,722㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況はトラクター、田植機、コンバイン、耕うん機です。労働力は、本人、父の常時2人です。耕作面積は14,713㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページになります。〇〇の東側です。申請地については譲受人の〇〇さんが耕作されております。〇〇さんは吉久工業団地に農地を提供することとなったため、経営面積が少なくなるため今回申請地について売買で話がまとまったとのことです。申請地は麦を作付けされておまして特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、991㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機、粃摺り機です。労働力は、本人、

妻の常時2人です。耕作面積は5, 523㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。場所は地図8ページになりまして、〇〇の南側になります。〇〇さんと〇〇さんとは直接面識なく、〇〇さんが退職するときに野菜を栽培したいとのことから購入した土地でありましたが、高齢で市外から通うのも難しくなったことから、購入していただく方を探していたところ、〇〇さんと話がまとまって売買することとなったとのことです。特に問題ないと思われまますのでよろしく審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、214㎡。同所同字〇〇番〇、田、82㎡。同所同字〇〇番〇、畑、1, 594㎡。計3筆で合計面積1, 890㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、豆、シキミです。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機、軽トラックです。労働力は、本人、母の常時2人で、増員予定で子1人です。耕作面積は22, 636㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図は9ページになりまして、場所は〇〇にあります。以前から申

請地については〇〇さんが水稻を作付けしておりまして、譲渡人は高齢で手放したいと
のことから売買で話がまとまりました。きちんと耕作もされているため特に問題ないと思
います。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ご
ざいませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして事務局より説
明願います。

○事務局

5番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番〇 〇〇
〇〇さん持分2分の1。〇〇 〇〇さん持分2分の1。土地は、〇〇番〇、田、2, 1
5 8 m²です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物
は野菜です。主な農機具の保有状況は、農機具一式を祖父母から貸借するとのことです。
労働力は、本人の常時2人です。耕作面積は0 m²。周辺農業経営への影響は、特に支障
なしです。

なお、〇〇さん、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農になりますので、別紙
2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年1
月26日16時から、〇〇委員さん、〇〇推進委員さんにも同席いただきまして、面接
を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有
無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の
禁止についてですが、確認結果といたしまして、〇〇地区へ移住するにあたり、以前か
ら興味があった農業に本格的に従事したいとことから土地を売買することとなった。
祖父母が農家なので、指導助言を得ながら、一年を通して季節野菜を中心に作付けし、
農業に必要な農機具については祖父母から貸借する予定である。収穫物については自家
消費を考えており、収穫量が増加すれば産直市へ出荷する。今後、農業技術の向上と収
穫量の増加を目指していくとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありませ
ん。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要
件」ですが、常時本人2人で、年間150日間程度農業に従事するとのことです。第5
号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁
止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、
除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の
維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、
農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可
要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図は10ページになります。場所は〇〇の東側になります。申請内容については別紙1のとおりです。農業委員として新規就農の取組姿勢や栽培技術、農業用機械の取得状況、今後の対応について聞き取りを行いました。今後農家住宅も購入予定でお子さんもおられることから、地域に根ざした農家になることを望んでおります。やる気はあるみたいなので、営農をサポートしながら様子を見ていきたいと考えております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

農機具一式を祖父母から貸借するとのことですがどちらにお住まいか。

○委員 〇〇委員

〇〇さんの祖父母にあたる方が〇〇にお住まいであるため、そこから運ぶとのことです。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、703㎡。同所同字〇〇番〇、田、206㎡。同所同字〇〇番〇、田、1,148㎡。計3筆で合計面積2,057㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、耕うん機、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は10,801.56㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれ

にも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

地図 1 1 ページをご覧ください。場所は〇〇の東側です。譲受人の〇〇さんは昨年 3 月に新規就農者として許可となった方です。東温市で 2 反、松山市で 8 反水稻をしております。所有者の〇〇さんは今後農業を行うことはないことから農地を売却したいと考えていたところ、経営規模を拡大したいと考えていた〇〇さんと売買で話がまとまりました。今回の申請について〇〇農業委員と〇〇推進委員に同席頂きまして、申請内容について確認いたしました。当該地では水稻を行うとのことです。通作についても問題ないとのことでした。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

今回の申請地は耕作されているのでしょうか。

○事務局

申請地は新規就農者の方が借受けておりましたが、作付けされずに荒廃しておりました。売買するにあたり草刈と耕うんをして農地を所有者に返却しております。譲受人も現況を確認し許可後はきちんと耕作するとのことです。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

水稻を作付けされるとのことですが問題なく耕作できるのでしょうか。

○委員 〇〇委員

私が JWF に勤めていた時に耕作したことがあるのですが、水の管理が難しいだけで、耕作することは可能です。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

ほかの農地についてはきちんと耕作されているのですか。

○事務局

東温市○○地区の農地では水稻を作付けされておりまして、松山市の農地についても本人からの聞き取りにより、きちんと耕作しているとのことでした。また、松山市で収穫したお米については農協に出荷したとも話しておられ農協に直接聞いてもらってもかまわないとのことから、耕作されていると判断しました。

○議長（会長）

きちんとやっていただけるなら、耕作放棄地の解消につながりますので問題ないと思いますが、ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 多数挙手 ）

多数の方が挙手ですので、承認いたします。続きまして、7目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

7 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、1, 439㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は13,326㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明いたします。地図12ページをご覧ください。場所は○○の北側で○○の西側です。所有者の○○さんは○○地区で農地を所有し耕作されているみたいですが、申請地はほかの所有地と比べて離れていることから手放したいと考えていたところ、隣接地を所有しておられます○○さんと話をして、売買で話がまとまったとのこと。○○さんは地元でもかなり耕作されておられますし、改良区の役員もされておりましたので特に問題ないと思います。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 大阪府堺市〇〇番地 〇〇 〇〇持分4分の1。大阪府堺市〇〇番〇〇 〇〇持分4分の1。岐阜県郡上市〇〇番地 〇〇 〇〇持分4分の1。大阪府和泉市〇〇番〇 〇〇 〇〇持分4分の1。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 820㎡。〇〇番〇、田、780㎡。計2筆で合計面積2,600㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、軽トラック、草刈機です。労働力は、本人、父、母の常時3人です。耕作面積は32, 532㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員と〇〇委員さんとなりますが、〇〇委員さんは本日欠席ですので、〇〇委員さんにまとめて確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図13ページになります。場所は〇〇の南側になります。譲渡人は兄弟です。全員が県外在住で今後こちらに戻ってきて農業を行う予定もないことから、以前から耕作されていた〇〇さんと相談し、息子の〇〇さんが今後も耕作を続けることから売買で話がまとまりました。〇〇さんはお父さんと一緒に農業に従事しておりますし、特に問題ないと思われますのでよろしく審議をお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第21号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について3件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第21号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

農用地区域からの除外の案件となります。9番 所有者 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、269㎡。同所同字〇〇番〇、田、1,127㎡。計2筆で合計面積1,396㎡です。都市計画区域はその他区域。農地区分は〇〇番〇が第2種農地で、〇〇番〇が第1種農地です。転用目的は露天駐車場、資材置場。開発許可は不要で、転用許可は必要です。

なお、この案件につきましては別紙3に土地利用計画図、現況写真及び始末書を添付しておりますのでご覧ください。1枚目が土地利用計画図の平面図となっております。資材置場とトラック等を置く予定です。〇〇番〇については従業員の駐車場として使用することです。2枚目が現況写真となっております。〇〇に上っていく道の両側になります。3枚目に始末書をつけておりますが、所有者の方は〇〇にお住まいの方でこの農地以外には土地を所有しておりません。申請地は認識が無いまま転用してしまったとの経緯を示しております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図14ページをご覧ください。先ほど説明があったとおり、場所は〇〇の北側です。左の土地が第1種農地、右の土地が第2種農地となっております。現況は雑種地となっております。申請地は平成25年に父から相続し、その時にはすでに雑種地となっておりました。その前からの経緯については何もしらなかったとのことで、近年まで建築業者に資材置場として貸しておりましたが、2年前に借主からの返却がありました。今般〇〇で防水、塗装業を営んでおられます〇〇が事業用地として購入したいとの話がありました。所有者の〇〇さんは農業者でも地元でもないことから売却したいとのことで話がまとまったとのことです。前所有者の父の代で許可申請を受けておく必要があり、本人も相続した時点で状況を把握しておくべきであったこと、〇〇氏は農地法の知識がなく現在に至ったことを深く反省し、始末書を徴して農振法及び農地法の手続きに入りたいであります。

農地については圃場整備以外の農地で北側の農地とは水路を挟んで高低差がかなりあり、隣地には影響はございません。また、東側の土地についても僅少面積で第2種農地であるため周辺への影響はございません。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして10番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

10番 所有者 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。申出者 京都府相楽郡精華〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、742㎡。同所同字〇〇番〇、田、950㎡。同所同字〇〇番〇、田、487㎡。計3筆で合計面積2,179㎡です。都市計画区域はその他区域。農地区分は第2種農地。転用目的は工場、倉庫、事務所、露天駐車場。開発許可は不要で、転用許可は必要です。この案件につきましては別紙4に土地利用計画図を参考につけておりますのでご覧ください。こちらにも平面図をつけておりまして、場所は〇〇の南側です。申請地には建物を建築し、工場、倉庫、事務所、休憩所等で利用されとのことです。〇〇からの移転となりまして従業員7名ほどの営業所です。〇〇について説明させていただきます。自動機械設計製作の会社でして、現在は松山市で四国営業所を構えておりますが、こちらの土地が都市計画法上の市街化調整区域にあり違反状態でして、移転したいとのことから土地を探していたところ申出地の紹介を受けたとのことです。立地の理由としては協力会社が松山市に7社、東温市に3社、松前町に1社、西条市に1社の合計13社ありまして、協力会社が機械のユニットをそれぞれ一部作成し、〇〇の申請建物の中で組み立てを行うとのことです。〇〇は自動装置のソフトを制作しておりまして、ここで試運転をすることによって申請があがってきました。インターからも近いとのことと、東温市〇〇が土地計画区域外で道後平野の受益地外であることから用地を選定した結果申請地に決定したとのことで除外やむなしと考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図15ページをご覧ください。この土地については事務局から説明があったとおり、〇〇の南で東側に〇〇があり、西側は河川となっておりますので、周辺への影響もあまりないことから問題があるような土地ではありません。申請地には用途廃止をする部分があるのですが、水路の付け替えも行い、南側の農地に水を供給できることから問題はございません。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして11番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

用途区分変更の案件となります。11番 所有者、申出者ともに 東温市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、680㎡の内193㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地。転用目的は農道で農地内通路です。開発許可は不要で、転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図16ページをご覧ください。申請者は農地を耕作する際に県道を通って農地に入っておりますが、農業の効率化を考え軽トラックが通れる道を作りたいとのことから自分の農地の一部を農道にする申請がありました。特に問題ないと思いますので、よろしく審議をお願いいたします。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたかと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

続きまして議案第22号、農地法第4条第1項の許可申請について1件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第22号農地法第4条第1項の許可申請についてご説明します。

12番 転用者 東温市〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇5、田、240㎡。同所同字1183番3、田、34㎡。計2筆で合計面積274㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天貸駐車場です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図17ページをご覧ください。場所は○○の南側に位置する土地となります。申請地は管理のみで何も作付けしておりません。申請地東側には住宅が多くなったことから、駐車場として利用してはどうかと言われ、転用後の利用者也確保しておられることから貸駐車場での申請がありました。面積も僅少であることから特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第23号、農地法第5条第1項の許可申請について2件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第23号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

13番 貸付人 松山市○○番地○○○○さん。申請者 松山市○○番地○○○○。土地は、○○番○、田、1,192㎡の内0.2855㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は営農型太陽光発電設備。権利内容は賃借権設定3年です。開発許可は不要。営農型太陽光設備設置に伴う一時転用の案件です。地図は18ページで19ページには太陽光パネルの下部の営農状況の写真を添付しております。補足いたしますと先月1月の農業委員会で○○さんの4条許可申請において営農型太陽光発電設備で許可となった案件の東隣の農地でございます。今回の申請には土地所有者で営農者であります○○さんが申請しておりますが、借受人につきましては○○となっております。今回の農地につきましても令和3年12月に太陽光パネルを設置して2年が経過しておりますが、当初の計画通りシキミの営農及び発電ができております。特に苦情もないので問題ないと考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

地図18、19ページになりまして、先ほど事務局から説明があったとおり、適正に管理されておりますし、周囲からの苦情もないことから特に問題ないと考えております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

太陽光パネルの下部でシキミはきちんと生育されているのでしょうか。

○委員 ○○委員

こまめに現地も確認しているのですが、きちんと耕作し、生育も順調です。本人にも話を伺いましたが、太陽光パネルの下部は日陰になることから生育に適しているとのことでした。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして14番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

14番 貸付人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、366㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅。権利内容は使用貸借権設定永年です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますが本日欠席ですので、事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

地図20ページをご覧ください。場所は○○の西側で○○に向けて行く道の南側です。申請地の北側にお父さんのご自宅がございまして、娘さんが今回分家住宅を建てるとのことで申請がありました。小学校、幼稚園からの距離が500m以内で下水と水道設備を要しておりますので、第3種農地に該当し原則許可の案件となっておりますので、特に問題ないと思われます。よろしく審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ご

ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第24号、農地中間管理事業に係る「一括方式農用地利用集積計画」の決定に対する意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第24号の資料をご用意下さい。この事業は、農地中間管理機構が土地所有者と借受者（耕作者）の間に入って農地の貸し借りをを行う事業です。

今回、以下の方から農地の貸借を行いたいと申出がありましたので、審査をお願いします。

1番 ○○ ○○さんの農地を○○ ○○さんに貸し付けます。2ページに集積計画が掲載されております。場所は、○○番〇、田、面積1,736㎡、○○番〇、田、面積521㎡です。4ページに地図がございます。

続いて、2番 ○○ ○○さんの農地を○○ ○○に貸し付けます。3ページに集積計画がございます。場所は、○○番〇、田、778㎡です。5ページに地図がございます。

本日は、以上2件になります。審査をお願いします

○議長（会長職務代理者）

この件につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします

本日の議案審議については、15件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年3月11日となっております。

以上で第7回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。